

香取遺産

vol.
237

香取神宮文書^{もんじょ}

重要文化財として答申

香取神宮で所有している「香取神宮文書」が、重要文化財として指定するよう、3月26日の文化審議会で答申されました。

香取神宮では多数の古文書を有しており、そのうち中世文書を中心に指定されます。今回の指定資料は、明治期に各社家に

伝来していた重要資料を香取神宮で集めた本所古文書や、各社家からの奉納などによって集積した古文書です。

明治以前、香取神宮の社職は100以上にのぼり、代々相伝されてきました。そして各社家ごとに古文書が伝来しており、

特に両社務と呼ばれる大宮司家と大禰宜家、三奉行と

呼ばれる録司代家・田所家・案主家に多くの資料が伝わっています。

こうした香取神宮関係の社家に伝わってきた文書群は「香取文書」と

総称され、江戸時代より徳川光圀をはじめ、幕府や地元の研究者などが調査を行っていました。

ところが、明治維新後の神仏分離政策により、香取

神宮をはじめ、全国の社寺はそれ以前とは異なる体制となりました。香取神宮としては独自の中世文書を保有していなかったため、各社家の重要文書を集めたものが「本所古文書」です。また、一部社家からの奉納や香取神宮で集めた中世文書があり、それらが一括で指定されます。

本所古文書の内訳は、社殿の造替や社領に関する文書の他、公的な文書として、鎌倉時代以降の「藤氏長者御教書」や宣、室町時代の東国支配に関する鎌倉府発給文書などがあり、総じて下総国一宮としての地位の高さを示すものです。

中世文書はそもそも総量が少なく、香取神宮関係で体系的かつ多様な原本が伝来していることは、特に中世に動乱が多かった関東において大変貴重です。

香取文書は「関東中世文書の宝庫」として研究者に知られており、「香取神宮文書」はその中核をなす重要な資料です。

生涯学習課 ☎(50)1224



▲香取古文書写



▲本所古文書